

中小企業経営革新事業費補助金に関するよくあるお問合せ

Q 申請はいつからできますか？

A 令和4年4月1日（金）からです。

Q 申請期限はありますか？

A 令和5年2月28日（月）までです。ただし、予算額に達し次第受付を終了します。

Q 事業再構築促進事業は国に事業が採択されたら、すぐに申請できますか？

A できません。国の交付額が確定されてから申請できます。国の事業の流れは、国の公募要領をご確認ください。

Q 国から事業が採択されなかった場合にも、国の補助金の申請に当たり、認定経営革新等支援機関に支払った報酬は事業計画策定事業の対象経費となりますか？

A 不採択の場合も補助対象経費となります。

Q 事業計画策定事業は認定経営革新等支援機関と契約したら、すぐに申請できますか？

A できません。申請は認定経営革新等支援機関への報酬の支払が完了してからになります。

お問い合わせ：産業振興課 商業係 TEL：083-231-1220